

尼崎市工事成績評定要領

(この要領の目的)

第1条 この要領は、尼崎市工事施行規程（昭和44年尼崎市訓令第5号）第43条及び尼崎市検査規程（昭和44年尼崎市訓令第6号）第14条の別に定める評定基準として、工事成績の評定について必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負人の適正な選定及び工事による成果物の質の向上に資することを目的とする。

(対象)

第2条 この要領による工事成績の評定（以下「評定」という。）の対象とする工事は、尼崎市検査規程第4条第1項に規定する資産統括局技術監理部技術監理課長（以下「技術監理課長」という。）が実施する検査の対象となる工事とする。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 尼崎市工事施行規程第2条第1号に規定する工事担当課長（以下「工事担当課長」という。）
- (2) 尼崎市工事施行規程第2条第2号に規定する工事監督員（以下「工事監督員」という。）
- (3) 尼崎市検査規程第2条第2号に規定する検査員（以下「検査員」という。）

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに、かつ、評定者ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、的確かつ公平に行うものとする。ただし、工事監督員が行う評定（工事監督員のみが評定を行う評定項目に係る部分に限る。）については、必要に応じて工事担当課長の意見を聴いて行うものとする。
- 3 評定は、別に定める工事成績評定書（以下「評定書」という。）の評定項目に基づき行うものとする。

(評定の区分)

第5条 評定の結果として評定書に記載された評定点合計の点数による評定の区分は、次のとおりとする。

- (1) A（優れている）：100～85点
- (2) B（やや優れている）：84～75点
- (3) C（普通である）：74～65点
- (4) D（やや劣る）：64～55点
- (5) E（劣る）：54点以下

(評定書の送付等)

第6条 工事担当課長は、請負人から工事完成届の提出を受けたときは、評定書に工事担当課長及び工事監督員が行った評定の結果を記載したうえで、当該評定書を、当該工事の工

事施行決裁書の決裁権者が局長以上のものにあつては局長まで、室長又は課長のものにあつては室長又は課長まで回議した後、遅滞なく技術監理課長に送付するものとする。

- 2 技術監理課長は、前項の規定による評定書の送付を受けたときは、当該評定書に資産統括局技術監理部技術監理課の検査員が行った評定の結果を記載したうえで、課長まで回議した後、速やかに次条の規定による通知をするとともに、総務局行政マネジメント部契約課長（以下「契約課長」という。）に当該評定の結果を通知するものとする。

（評定の結果の通知）

第7条 技術監理課長は、尼崎市工事成績評定通知実施要領（以下「評定通知要領」という。）に基づき、当該工事の請負人に対して、評定の結果を通知するものとする。

（説明請求）

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、評定通知要領に基づき、市長に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定による説明の求めを受けたときは、評定通知要領に基づき、当該求めを行った者に回答を行うものとする。

（評定点の公表）

第9条 技術監理課長は、別に定めるところにより、評定書に記載された評定の結果のうち、評定点を公表するものとする。

（評定に関する図書の保管）

第10条 技術監理課長は、別に定める評定に関する図書を、工事が完結した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管するものとする。

（実施の細目）

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、資産統括局長が別に定める。